

災害に備える『政策・実施庁』としての役割。

消防庁は、災害を未然に防ぐため、また、災害が発生した場合には被害が最小限になるよう、法令の整備や資機材の配備等を行っています。そして、ひとたび大規模な災害等が発生した場合には、速やかに消防庁長官を本部長とする災害対策本部等を設置し、情報収集や緊急消防援助隊のオペレーションなどの災害対応に当たります。そのために日頃から、迅速かつ効果的な運用ができるよう、実災害さながらの図上訓練を行っています。

■ 消防防災・危機管理センター

消防庁内に設置されている消防防災・危機管理センターは、災害対応を行う消防庁のオペレーションルームです。内閣府や気象庁をはじめ、都道府県や市町村、消防本部との間で情報伝達ができるように消防防災無線、地域衛星ネットワーク、ヘリコプターテレビ電送システムなどの、複数の情報収集ルートを整備しています。



■ 消防庁の車両



指揮車



指支援車



現地活動支援車



人員搬送車

■ 消防庁ヘリコプター



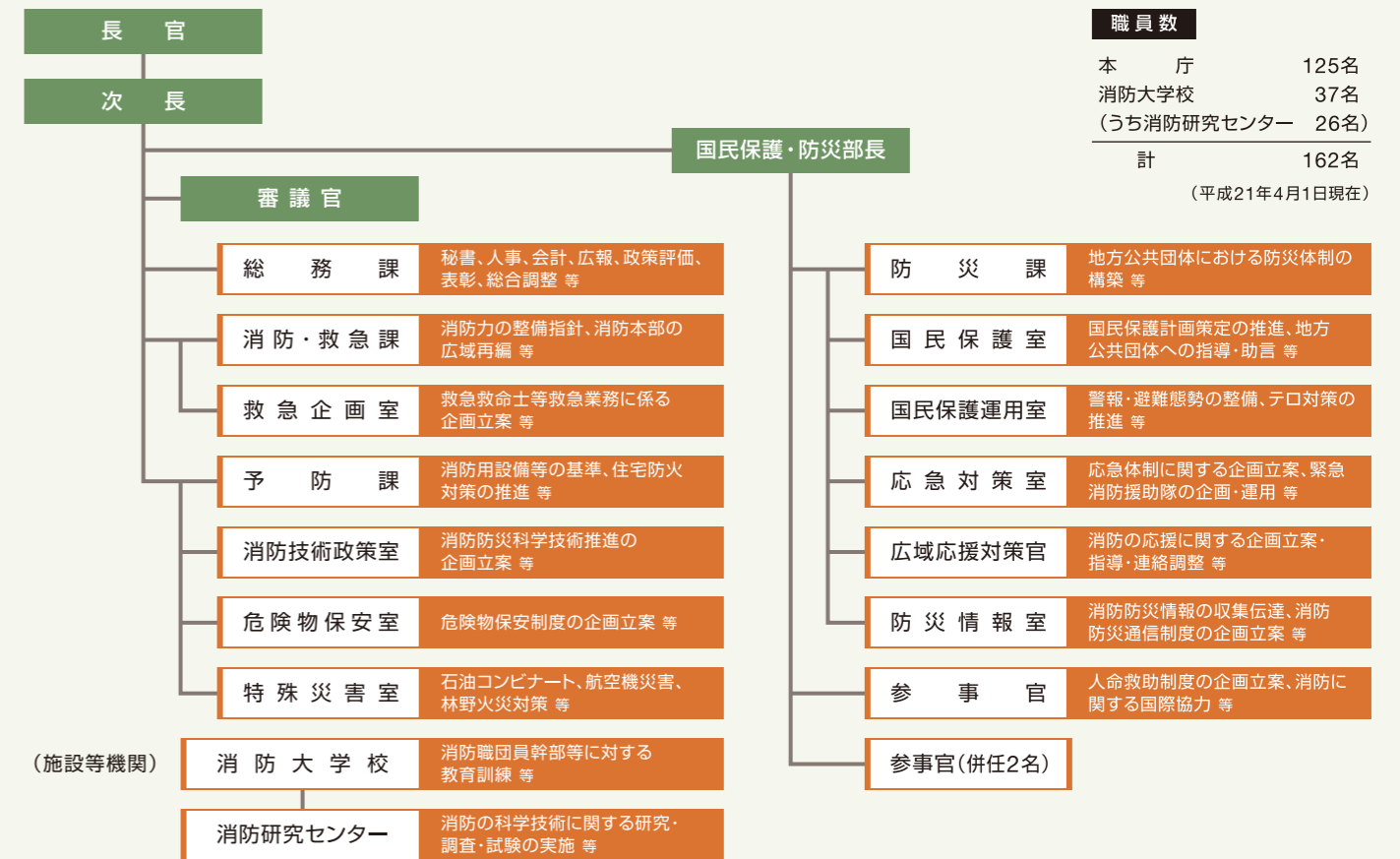
被災地へ消防庁職員等を派遣したり、被災の状況等をリアルタイムに伝送するなど、交通網が被害を受けた場合でも、迅速かつ確かな対応を行うことを可能とする消防庁所有のヘリコプターです。

【装備】ヘリコプターテレビ伝送システム、36倍ズーム可視カメラ、自動追尾装置、イリジウム衛星電話、救助用ホイスト、拡声器装置等

私たちは『総務省消防庁』です。

消防庁は、国民の一人ひとりが自ら地域の安心・安全について強く意識を持ってもらえるよう心がけ、災害に決して揺るぐことのない社会の実現に向け邁進しています。常に人命優先の立場から、火災、地震、風水害など各種災害による死傷者の発生が皆無となるよう努力を続けています。

■ 消防庁の組織および所掌事務



■ 消防庁本庁の組織・機能の変遷

